

児童発達支援または放課後等デイサービスをご利用になられている児童の保護者様へのお知らせ

令和6年4月1日から、重度障害児への支援及び行動障害の予防的支援を充実させる観点等から、児童発達支援及び放課後等デイサービスの個別サポート加算()の要件の見直しが行われました。

1 児童発達支援の個別サポート加算()

【対象となる児】

重症心身障害児

身体に重度の障害がある児童(1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)

重度の知的障害がある児童(療育手帳を交付されており、最重度または重度であると判定されている障害児)

精神に重度の障害がある児童(1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)

【報酬】

1日あたり120単位(約1,300円相当)が加算され、そのうち1割が保護者様のご負担となります。

ただし、月の合計負担額が上限月額を超える場合は上限月額までのご負担となり、幼児教育無償化の対象である場合は、実際の負担は発生しません。

2 放課後等デイサービスの個別サポート加算()

【対象となる児】

ケアニーズの高い障害児(就学児サポート調査表の各項目において算出した合計が13点以上の障害児)

著しく重度の障害児(就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする)とされた障害児)

【報酬】

1日あたり90単位(約970円相当)が加算され、事業所で一定の要件をみたま場合はさらに30単位(約322円相当)を加算し、そのうち1割が保護者様のご負担となります。

1日あたり120単位(約1,300円相当)が加算され、そのうち1割が保護者様のご負担となります。

ただし、月の合計負担額が上限月額を超える場合は上限月額までのご負担となります。

3 支給決定について

国の報酬改定に伴い、既にサービスをご利用のお子様で、受給者証の交付を受けている保護者様については、市が既存の調査結果をもとに対象となるかどうかを確認しています。

今回の支給決定に関して、児童発達支援では受給者証の差替えは行なわず、放課後等デイサービスでは、支給決定に変更がある場合のみ差し替えを行います。

見直し後の加算は、令和6年4月1日から適用となるため、児童発達支援については、事業者様が本加算を算定できるよう相模原市より対象者について、ご利用の事業者様に対してご連絡をしておりますのでご承知おきください。

本加算の対象に該当するかについてのお問い合わせは、受給者証のお手続きを行っている各窓口までお願いいたします。

お問い合わせ先

受給者証に関すること

課・機関名	(地域)	電話番号	
相模原市 地域包括ケア推進部	緑高齢・障害者相談課	緑区(旧相模原市域)	042-775-8810
	城山福祉相談センター	城山地域	042-783-8136
	津久井高齢・障害者相談課	津久井地域	042-780-1412
	相模湖福祉相談センター	相模湖地域	042-684-3215
	藤野福祉相談センター	藤野地域	042-687-5511
	中央高齢・障害者相談課	中央区	042-769-9266
	南高齢・障害者相談課	南区	042-701-7722

報酬に関すること

課・機関名	電話番号
相模原市地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課	042-769-8272